

令和 8年 5月29日

姫路市イノベーション拠点開設支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内において次世代成長産業として期待される分野で、革新的なアイデアと高度技術を活用した新産業を創出し、起業機運を向上させ、もって経済の活性化を図るため、高度技術を活用し、社会課題の解決を図り、今後成長が見込める事業を行う事業所（以下単に「事業所」という。）を市内に新たに開設する者に対して、兵庫県と協調し、姫路市イノベーション拠点開設支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、姫路市補助金等交付規則（昭和43年姫路市規則第60号。以下「規則」という。）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 市は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、事業所の開設等に要する経費の一部を補助するものとする。

- 2 補助対象経費の区分、内容及び補助率等は、別表に掲げるとおりとする。ただし、補助対象経費のうち、公租公課、消費税及び地方消費税は、補助対象としない。
- 3 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 兵庫県が実施するひょうごイノベーション拠点開設支援事業補助金（以下「県事業補助金」という。）の交付決定を受けた者
- (2) 中小企業経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項第1号から第5号に該当する中小企業者
- (3) 市内において、事業所を新たに開設する者
- (4) 事業所を開設する建物の所有者との関係において、次に掲げる親会社・子会社の関係ではない者
 - ア 親会社 会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条において定義された会社等

イ 子会社 会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条において定義された会社等

(5) 事業所を開設する建物において行う事業が次のいずれにも該当しない者

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する者

イ 宗教活動又は政治活動に関する事業に係る者

ウ その他補助金の交付目的に則して適当でないと市長が認める者

(6) 国、地方公共団体又はこれらの全額出資に係る法人ではない者

(7) 姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有するものでない者

(8) 市税の滞納がない者

（交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、補助事業に着手する前に（年度の初日から補助事業を行う場合にあっては、同日以後速やかに）次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 姫路市イノベーション拠点開設支援事業補助金交付申請書（様式第1号）

(2) 県事業補助金の事業計画認定を受けた者であることが分かる書類

(3) 県事業補助金交付申請書及びその添付書類の写し

(4) 市の事務等からの暴力団の排除に関する要綱（平成25年4月15日制定）に定める誓約書

(5) 市税の納税証明書（滞納なし証明書）

(6) その他市長が特に必要と認める書類

2 補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じ

て得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

(交付決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請に係る書類の審査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする。

2 市長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

3 市長は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、姫路市イノベーション拠点開設支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により交付申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 前条の規定による交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して15日以内に、申請の取下げをすることができる。

2 前項の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定は、なかったものとみなす。

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止を行おうとする場合は、あらかじめ姫路市イノベーション拠点開設支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は 前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときはその旨を姫路市イノベーション拠点開設支援事業中止（廃止）承認通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第8条 補助事業者は、交付決定後に補助対象経費等に変更が生じたときは、遅滞なく姫路市イノベーション拠点開設支援事業補助金変更交付申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 県事業補助金（変更）交付申請書及びその添付書類の写し

(2) その他市長が特に必要と認める書類

2 市長は前項の申請があったときは、申請内容を審査の上、変更の可否を決定し、姫路市イノベーション拠点開設支援事業補助金変更可否決定通知書（様式第6号）により、補助事業者に対し通知するものとする。

3 補助事業者は、補助金交付決定額に影響のない補助事業の軽微な変更が生じたときは、遅滞なく姫路市イノベーション拠点開設支援事業軽微変更届出書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は交付決定に係る市の会計年度が終了したときは、姫路市イノベーション拠点開設支援事業補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。この場合において、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかであるときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(1) 県事業補助金交付決定通知書の写し

(2) 県事業補助金実績報告書及びその添付書類の写し

(3) その他市長が特に必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、補助金の額を確定し、姫路市イノベーション拠点開設支援事業補助金交付確定通知書（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第11条 前条の規定による補助金の額の確定を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、姫路市イノベーション拠点開設支援事業補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 県事業補助金の交付決定が取り消されたとき。
- (3) 事業開始の日から起算して3年未満で事業を廃業し、又は休業し、若しくは他の用途に使用したとき。
- (4) 第3条に定める補助金の交付対象者に該当しなくなったとき。
- (5) この要綱の規定に違反したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、姫路市イノベーション拠点開設支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、姫路市イノベーション拠点開設支援事業補助金返還命令書（様式第12号）により、既に交付した補助金の全部又は一部について、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

（加算金及び遅延損害金）

第14条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられた場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条の規定により、補助金の返還を命じられ、これを期限の日までに納付しなかったときは、期限の日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を市に納付しなければならない。

3 市長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算

金又は遅延損害金の全部又は一部を請求しないことができる。

(事業承継)

第15条 補助事業者が合併その他事由により事業の承継を行った場合は、当該地位承継者が当該事業を継続して行うと認められるときに限り、当該地位承継者は、姫路市イノベーション拠点開設支援事業承継届（様式第13号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出して補助の措置を継続して受けることができる。ただし、当該地位承継者がこの要綱による補助を既に受けている場合は、承継する補助対象事業と併せてこの要綱の補助要件の範囲内とする。

- (1) 承継の事実を証する書類
- (2) その他市長が特に必要と認める書類

(事業開始後の状況報告)

第16条 補助事業者は、市長から事業成果及び対象事業所の活用状況等についての報告を求められた場合は、これに応じなければならない。

2 市長は、補助事業者に対し必要があると認めるときは、実地に調査することができる。

(帳簿等の整備及び保管)

第17条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに収入及び支出を証する書類を整備し、補助対象事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第18条 補助事業者は、当該補助事業により取得した財産を法定耐用年数の期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、貸し付け、担保に供し、又は処分する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(他の要綱との調整)

第19条 事業所の設置に関し、市の他の補助制度の規程により交付決定を受けた補助事業については、この要綱の補助対象としない。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の姫路市イノベーション拠点開設支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に兵庫県が実施するひょうごイノベーション拠点開設支援事業補助金に係る事業計画認定（以下この項において「事業計画認定」という。）を受けた者について適用し、同日前に事業計画認定を受けた者については、なお従前の例による。

別表(第2条関係)

補助対象経費		補助率	補助限度額
区分	内容		
改修費	新たに開設する事業所に必要となる建物改修費(設備等で建物と不可分なもの(サーバ用ラック、電気関係設備等)、トイレ、シャワー、洗面等の事業活動に付帯して必要な設備を含む。)。ただし、事業所スペースと生活スペースが同一の建物に混在するときは、専ら生活の用に供する部分は補助対象外とする。	1 / 4	<p>1 補助事業者当たり50万円(次に掲げる要件を全て満たす空き家等を活用する場合にあっては、100万円)とし、事業所の開設時に1回限り補助する。</p> <p>(1) 空き家等である期間が6月以上であること。</p> <p>(2) 築20年以上であること。</p> <p>(3) 台所、便所等の水回り設備のいずれかが10年以上改修されておらず、機能回復が必要であること。</p>
備品・ソフトウェア取得費	事業実施に不可欠な備品・ソフトウェア	1 / 4	1 補助事業者当たり25万円とし、事業所の開設時に1回限りとする。
賃料	新たに開設する事業所の賃借料及び施設使用料(既設設備等で建物と不可分なも	1 / 4	1 補助事業者当たり1月3.75万円、1年45万円の範囲内で、賃

	<p>の(サーバ用ラック、電気関係設備等)の賃借料及び施設使用料を含む。)。ただし、事業所スペースと生活スペースが同一の建物に混在するときは、専ら生活の用に供する部分は補助対象外とする。</p>		<p>料又は専門的知識を有する者に係る人件費のうち最も早い利用月を起点とし、利用開始から36か月までの間のものとする。</p>
<p>専門的知識を有する者に係る人件費</p>	<p>新たに開設する事業所において、専門的知識を有する者に係る人件費。ただし、専門的知識を有する者については、研究実績、学位、学術論文等に基づき、学識経験者などの意見聴取により判断を行うものとする。</p>	<p>定額</p>	<p>1補助事業者当たり1人分、年100万円で、賃料又は専門的知識を有する者に係る人件費のうち最も早い利用月を起点とし、業務開始から36か月までの間までのものとする。</p>